

# 富士宮市農業の担い手

## 1 人・農地プランの実質化

「人・農地プラン」とは、地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したものです。

「人・農地プラン」を真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、「人・農地プランの実質化」を図っております。

富士宮市では、国の支援制度や事業を活用するため、「人・農地プランの実質化」を推進し、令和5年3月をもって市内全地区の実質化を達成しました。

○プラン実質化地区数：20地区

○地区名：猪之頭地区、開拓地区（富士丘）、開拓地区（荻平）、開拓地区（広見・一の竹）、星山地区（向原）、貫戸地区（源間・狐塚・鳥ノ上）、上羽駒地区、杉田地区、柚野地区（蔓根・外ヶ谷戸工区）、白糸地区、大宮地区、富丘地区、富士根地区、北部地区、北山地区、上野地区、上井出地区、朝霧地区、柚野地区、芝川地区

## 2 主な支援制度

人・農地プランに位置づけられ、市長の認定を受けた経営体は、さまざまな支援制度を活用できます。

※認定制度については、次ページ参照

制度名	対象	内容
農業次世代人材投資資金（令和3年度まで）	認定新規就農者のうち、市の採択を受けた者	経営が不安定な就農直後の所得を確保し新規就農する青年農業者を支援する交付金制度 ○経営開始から最長5年間 ○年額最大150万円（夫婦は1.5倍）
新規就農者育成総合対策資金（令和4年度から）	認定新規就農者のうち、市の採択を受けた者	経営発展支援事業 就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を行う場合支援を行う制度。 ○経営開始年のみ対象 ○対象事業費上限1,000万円（補助率国1/2、県1/4、対象者負担1/4 経営開始資金 経営が不安定な就農直後の所得を確保し新規就農する青年農業者を支援する交付金制度 ○経営開始から最長3年間 ○年額最大150万円（夫婦は1.5倍）
青年等就農資金	認定新規就農者	農業経営を開始する際に必要な資金を無利子で利用できる融資制度 ○施設・機械の購入費・修繕費・種苗・家畜・農機具の賃借権の取得費・開業にかかる経費

農地利用効率化等支援交付金	認定農業者、認定新規就農者	経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援する交付制度 ○補助率 3／10以内（上限300万円） ○導入事業費50万円以上 ○融資機関からの融資を活用が必須
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者	償還期間が長い、借入金額が大きい場合等に利用できる長期資金の5年間無利子化 ○農地の購入、農業用機械、果樹、茶の植栽または育成、家畜の購入、長期運転資金

### 3 認定農業者と認定新規就農者

市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、2種類の認定を行っています。

#### (1) 認定農業者【農業経営改善計画の認定】

やる気と能力のある経営体が、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善について、5年後の目標とそれを達成のための計画を作成します。市の基本構想では、年間所得500万円、年間労働時間1,800～2,000時間程度の達成を目指としています。

#### (2) 認定新規就農者【青年等就農計画の認定】

新たに農業経営を営もうとする青年等の経営体が、5年後の目標とそれを達成するための計画を作成します。市の基本構想では、5年後に年間所得300万円、年間労働時間2,000時間程度の達成を目指としています。

### 4 富士宮市の認定数

営農類型		認定農業者数 (法人を含む) R5.3.31 現在	認定新規就農者数 (法人を含む) H26.10.1～R5.3.31までに認定を受けた総数
耕 種	茶	24	2
	露地野菜	22	17
	施設野菜	17	4
	果樹類	1	0
	花き・花木	13	1
	その他(コケ類・複合経営)	7	2
畜 産	酪 農	49	2
	肉用牛	10	0
	養 豚	9	0
	養 鷄	8	0
合 計		160	28